

三重の土地改良アラカルト

台風 18 号災害の被害について



農地の崩落 (伊賀市 東湯舟)

【はじめに】

三重県では、台風 18 号の接近に伴い、9 月 15 日から 16 日にかけて伊賀市を中心に長時間にわたって激しい雨が降りました。

特に、伊賀市川北では、15 日 23 時までの 1 時間に 62.0 ミリの豪雨となり、降り始めからの総雨量は 620.0 ミリを観測する記録的な降雨量となりました。

【農地・農業用施設の被害状況】

三重県内における農地・農業用施設の被害は、河川洪水による頭首工の決壊や農地の土砂埋没及び畦畔崩落など大きな被害を受けました。(被害件数 402 件、被害額約 13 億円)

9 月 19 日には、政府調査団が派遣され、現地視察後の意見交換会において、知事から 1 日も早い復旧復興を目指し、国の支援に対する要望がなされました。

国は 10 月 4 日、台風 18 号災害の激甚災害指定を閣議決定し、国の補助率のかさ上げなど農家負担の軽減につながる特別措置を講じました。

また、災害査定事務の迅速な処理を図るため、総合単価

及び机上査定における適用金額の引き上げ等の災害査定の手続きの簡素化が伊賀市において適用されました。

【農地・農業用施設の復旧に向けて】

農地・農業用施設の復旧に向けては、11 月 18 日から 12 月 13 日迄の 4 週間、延べ 10 班体制で国による災害査定が実施されました。

東海農政局及び東海財務局の職員が、箇所ごとに現地等において被災事実を確認し、その被災状況に対して申請された復旧事業が法令に定められた採択条件に合致し、しかも技術的に妥当な工法であるかどうかを検討し、適切な事業となるよう査定が行われました。

災害査定終了後、増高申請手続等を経て、各市町において、少しでも多くの農地で来年度の作付けができるよう復旧工事を進めていただくこととなります。県としましても、国や市町と連携を図り、早期に復旧ができるよう支援してまいります。



農業集落排水処理施設の冠水状況 (伊賀市 三田)



農業集落排水管の損壊 (伊賀市 国道 422 号)